

新婚・子育て世帯向けの賃貸住宅として 空き家をリフォームする費用を補助します



市ホームページ

申請期間 令和3年5月31日(月)～12月17日(金)



近年、ニュータウンでは、高齢化が進行し、相続等により空き家が増加しています。新婚・子育て世帯の居住促進と、ニュータウンにおける空き家の有効活用を図るため、新婚・子育て世帯向けの賃貸住宅に、リフォームする費用を補助します。

補助金の額

上限100万円

補助対象経費の1/2以内

助成対象者

- ・事業完了から10年以上空き家を活用する者
- ・改修工事の契約が未済であること
- ・市区町村民税を滞納していない者
- ・条例に規定する暴力団員でないこと
- ・事業完了後1年間は入居者を新婚・子育て世帯に限定すること

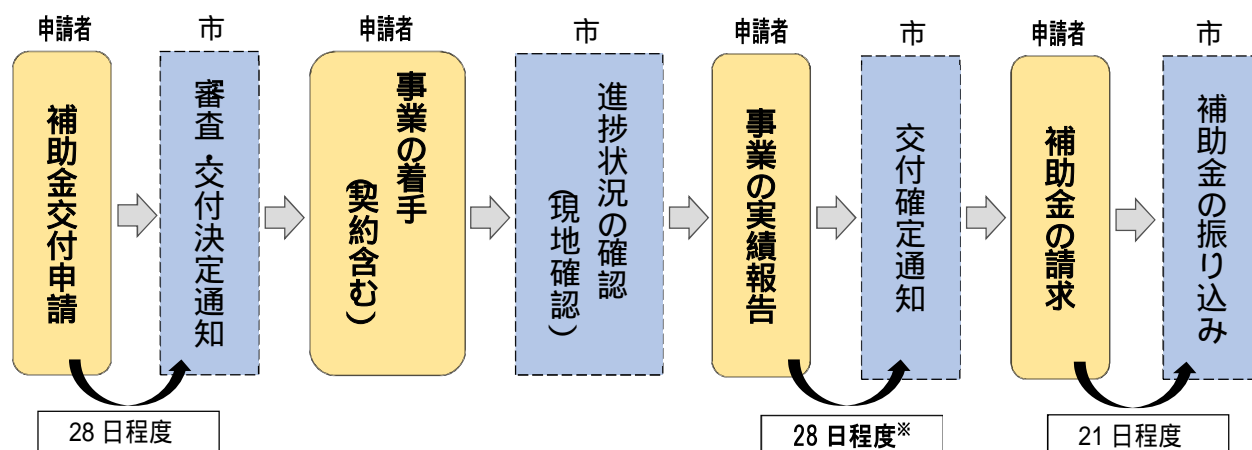


助成対象となる空き家

- ・分譲開始から30年以上が経過した大規模ニュータウン（大和団地、多田グリーンハイツ、清和台、湯山台、萩原台、阪急日生ニュータウン）に存する一戸建ての住宅・長屋
- ・空き家の期間が6か月以上であること
- ・床面積の合計が75㎡以上
- ・現行の耐震基準を満たしていること



補助金交付申請から受取までの流れ



日数は目安であるため延びる場合もあります。事業完了後の実績報告で審査を行い、補助金の交付を確定します。

助成件数は、市の予算の範囲です。受付が終了した場合、市ホームページでお知らせします。

交付申請

申請には以下の書類が必要です。

補助金交付申請書
実施計画書
建物図面(付近見取図、配置図、改修前後の平面図、その他改修内容がわかるもの)
補助対象経費となる設備機器のカタログの写し
現況写真(外観、改修予定の居室等)
土地および建物の登記事項証明書
耐震性能確認書
市区町村民税納税証明書
土地および建物の固定資産税の納税証明書
誓約書
空き家期間が6か月以上であることがわかる書類

申請者が所有者でない場合

左記に加え、以下の書類が必要です。

空き家所有者の承諾書(※)

賃貸借契約書の写し

※ 空き家所有者に①～④の承諾を得る必要があります。

- ① 10年以上の賃借期間の確保
- ② 改修に対する空き家所有者の同意
- ③ 賃借期間終了後の原状回復義務の免除
- ④ 買取請求権の放棄

対象の改修工事

対象工事の内容	
1	劣化部分の改修
2	水廻り設備の更新
3	遮音・断熱改修
4	バリアフリー改修
5	間取り変更
6	防犯性の向上及び安全対策に係る改修

以下の費用は、除外されます。

- ・電力、ガス、水道の申請手続きや検査に要する費用
- ・電気ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器に係る費用
- ・業務用設備機器に係る費用
- ・設備機器または照明器具で、壁、床または天井と一体となっていないものに係る費用
- ・ガスコンロ、食器洗い器等でビルトインタイプでないものに係る費用
- ・外構工事に係る費用
- ・増築工事または改築工事に要する費用

補助金の額

補助金額 = 補助対象経費 × 1 / 2 【上限100万円】

補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

事業詳細や申請書類等は、市ホームページをご確認ください。

お申し込み窓口・お問い合わせ先

川西市役所 5階3番 住宅政策課

TEL : (072) 740 1205 (直通)